

令和7年度  
福島町議会定例会  
12月第2回会議議案

福島町



令和7年度 福島町議会定例会 12月第2回会議議案目次

議案 番号	件 名	頁
40	福島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	5
41	福島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	15
42	福島町道の駅管理条例	25
43	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	27
44	福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	31
45	福島町グラスポート管理条例の一部を改正する条例	33
46	第6次福島町総合計画の変更について	35
47	財産（テント式パーテーション）の取得について	45
48	財産処分の議決変更について	47
49	令和7年度福島町一般会計補正予算（第8号）	49
50	令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	81
51	令和7年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第2号）	97



議案第40号

福島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

福島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和7年12月16日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則(第6条—第19条)

第2節 乳児等通園支援事業の区分(第20条)

第3節 一般型乳児等通園支援事業(第21条—第24条)

第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第25条・第26条)

第3章 雑則(第27条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が、乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、利用乳幼児(乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 町長は、乳幼児の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営している乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

### 第1節 通則(第6条-第19条)

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応

じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒

の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の乳児等通園支援事業の利用に当たって留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

第2節 乳児等通園支援事業の区分

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型

乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業所に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

### 第3節 一般型乳児等通園支援事業

#### (設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
  - ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
  - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該子階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外斜路 3 建築基準法施行令第123条第2各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、

当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たつて当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に

行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

#### 第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

#### 第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定

されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条の2の規定は、令和8年4月1日から施行する。



議案第41号

福島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

福島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和7年12月16日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準
  - 第1節 利用定員に関する基準(第3条)
  - 第2節 運営に関する基準(第4条―第32条)
- 第3章 雑則(第33条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業(特定乳児等通園支援(法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。))を行う事業をいう。以下同じ。)の運営に関する基準を定めるものとする。  
(一般原則)

- 第2条 特定乳児等通園支援事業者(法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子ども(法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立つて特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、特定教育・保育施設等(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業(法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。))と連携し、子育て支援の充実を図るものとする。

も・子育て支援事業をいう。以下同じ。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる支給対象小学校就学前子どもの区分ごとに、1時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

- (1) 満1歳未満の支給対象小学校就学前子ども
- (2) 満1歳以上の支給対象小学校就学前子ども

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども(法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規定の概要、職員の勤務体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あつせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳幼児支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の提供の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育(法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。)及び特定地域型保育(法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。)との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第30条の20第5項(法第30条の21第3項において準用する場合を含む。))の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園

支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
  - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収書を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。  
(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によつて乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該乳児等支援給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規定)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定(第22条において「運営規定」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに特定乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の特定乳児等通園支援事業の利用に当たつての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によつて特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の順守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行つてはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用申込みをした者の特定乳児等通園支援事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受診されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による費用の額の支払の状況によつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業者を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することがで

きるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業所は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域保育を行う事業者をいう。次項において同じ。)  
若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。)  
又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の次項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めな

なければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業所は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たつての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらの類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に

代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき次項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもつて調整するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に策定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法に提供を受けない旨の申出あつたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、

第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支援付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき次項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等と交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する次項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」、と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第42号

福島町道の駅管理条例

福島町道の駅管理条例を次のように定める。

令和7年12月16日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町道の駅管理条例

(目的)

第1条 この条例は、道路利用者の利便性の向上に供するとともに、福島町の情報発信及び地場産品を通じた地域振興を図るため設置する福島町道の駅(以下「道の駅」という。)の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 道の駅「横綱の里ふくしま」

位置 福島町字福島143番地1

(管理及び運営)

第3条 町長は、道の駅を管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運営を行うものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、その業務を委託することができる。

2 町長は、道の駅の管理について必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(利用及び使用)

第4条 道の駅は、第1条の目的を達成しようとする者の利用に供する。

2 町長又は指定管理者は、第1条の目的を妨げない範囲において、町民及び町内外事業者の催し及び出店等に使用させることができる。

3 前項の規定により道の駅を使用しようとする者は、別に定める手続により、

あらかじめ町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。

4 使用の許可を受けた者は、これを転貸してはならない。

(使用料の納付)

第5条 使用者は、使用料を町長又は指定管理者に支払わなければならない。

2 前項の使用料については1日あたり5,000円を上限として、町長又は指定管理者が別に定める。

3 町長又は指定管理者は、公用その他公益上必要と認める事業及び道の駅の魅力化向上に資する事業に使用する場合は、前項の使用料を減免することができる。

4 町長は、使用料を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(使用料の還付)

第6条 既に納付された使用料は還付しないものとする。ただし、町長又は指定管理者が特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(賠償)

第7条 使用者が、使用により建物又は附属する物件を破損し、又は滅失したときは、町長又は指定管理者の指示するところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者が特別の事情があると認めたときは、これを減免することができる。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(福島町特産品センター条例の廃止)

2 福島町特産品センター条例（平成8年福島町条例第4号）は、廃止する。

議案第43号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和7年12月16日提出

福島町長 鳴海 清春

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年福島町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(<u>北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)</u>である場合には、<u>保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)</u>)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のい</p>

(1)・(2) (略)

3 (略)

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調

れにも該当するものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士(北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北

理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

北海道の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成27年福島町条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年福島町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士(北海道が法第18条の2第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第44号

福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月16日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年福島町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)</u>が行われた場合であつて、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="815 1603 1423 1939"> <tr> <td data-bbox="815 1603 1091 1809">児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</td> <td data-bbox="1091 1603 1423 1809">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1809 1091 1939">乳幼児に対する健康診査</td> <td data-bbox="1091 1809 1423 1939">利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p>3・4 (略)</p>	児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



福島町グラスボート管理条例の一部を改正する条例

福島町グラスボート管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月16日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町グラスボート管理条例の一部を改正する条例

福島町グラスボート管理条例(令和元年福島町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(利用料) 第9条 利用者は、当該利用に係る料金(以下「利用料」という。)を支払わなければならない。 <u>この場合の利用料は、別表1のとおりとする。</u>		(利用料) 第9条 利用者は、当該利用に係る料金(以下「利用料」という。)を支払わなければならない。 <u>この場合の利用料は、1便当たり5,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。</u>	
2・3 (略)		2・3 (略)	
別表1		別表1 削る	
<u>運航時間等</u>	<u>利用料</u>		
	<u>大人</u>	<u>小人</u>	
<u>基本コース(90分)</u>	<u>3,000円</u>	<u>1,500円</u>	
<u>短縮コース(60分)</u>	<u>2,500円</u>	<u>1,250円</u>	
<u>短縮コース(30分)</u>	<u>2,500円</u>	<u>1,250円</u>	
<u>福島コース</u>	<u>2,500円</u>	<u>1,250円</u>	
<u>(福島漁港～吉岡漁港沖～福島漁港)</u>			
<u>室内でのガイド(荒天時)</u>	<u>1,000円</u>	<u>500円</u>	
<u>備考</u>			
<u>1 大人は中学生以上とする。</u>			
<u>2 小人は小学生以下とする。</u>			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 4 6 号

第 6 次福島町総合計画の変更について

第 6 次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第 1 1 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 6 日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 第 6 次福島町総合計画（令和 7 年度 1 2 月改訂版）  
前期実施計画（R 6 ～ R 9）・展望計画

総括表

基本方向	項目	件数	総事業費	年度別内訳				R10～R13 展覧計画 件数
				R6	R7	R8	R9	
				(単位：千円)				
産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり	水産業の振興	12	690,500	161,700	206,200	122,300	200,300	0
	農林業の振興	10	197,000	52,700	49,100	50,600	44,600	6
	観光業の振興	9	195,500	59,600	57,700	41,100	37,100	3
	商工業の振興	4	153,000	55,500	59,500	19,000	19,000	0
	就労・創業支援の充実	5	128,900	40,400	29,500	29,500	29,500	3
	小計	40	1,364,900	369,900	402,000	262,500	330,500	12
	子育て支援の充実	4	219,800	20,400	171,400	14,000	14,000	2
	教育環境の充実	12	850,300	487,400	105,700	134,100	123,100	9
	生涯学習の推進	2	32,000	32,000	0	0	0	0
	スポーツの振興	3	54,800	0	6,100	43,100	5,600	2
地域文化の振興と継承	0	0	0	0	0	0	0	
小計	21	1,156,900	539,800	283,200	191,200	142,700	13	
高齢者福祉の充実	7	222,700	56,200	26,300	14,700	125,500	1	
障がい、者福祉と社会保障の充実	0	0	0	0	0	0	0	
健康増進と保健・医療の充実	4	128,700	37,800	25,900	9,000	56,000	2	
人権意識の高揚と男女共同参画の実現	0	0	0	0	0	0	0	
小計	11	351,400	94,000	52,200	23,700	181,500	3	
町の基盤整備の推進	19	991,800	211,000	185,800	359,200	235,800	8	
防災・消防体制の充実	12	428,900	81,300	212,800	77,400	57,400	3	
防災・消防体制の充実	1	12,500	12,500	0	0	0	0	
土地利用と自然環境の保全	0	0	0	0	0	0	0	
環境衛生の充実	0	0	0	0	0	0	0	
生活基盤の確保	3	190,400	6,100	81,500	8,900	93,900	2	
生活安全の確保	1	49,000	16,000	13,000	10,000	10,000	1	
地域生活を支える取組の推進	2	34,000	7,000	9,000	9,000	9,000	2	
小計	38	1,706,600	333,900	502,100	464,500	406,100	16	
協働のまちづくりの推進	0	0	0	0	0	0	0	
地域間交流の促進	1	108,900	92,500	0	10,000	6,400	0	
移住・定住の支援	3	517,900	70,600	140,000	188,500	118,800	3	
情報発信の充実	0	0	0	0	0	0	0	
行財政運営の推進	5	273,000	45,700	93,500	55,300	78,500	2	
広域行政の推進	0	0	0	0	0	0	0	
小計	9	899,800	208,800	233,500	253,800	203,700	5	
総合計	119	5,479,600	1,546,400	1,473,000	1,195,700	1,264,500	49	

総括表

基本方向	項目	件数	総事業費	年度別内訳				R10～R13 展覧計画 件数
				R6	R7	R8	R9	
				(単位：千円)				
産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり	水産業の振興	13	711,000	161,700	218,700	130,300	200,300	0
	農林業の振興	11	200,300	52,700	50,400	52,600	44,600	7
	観光業の振興	9	195,500	59,600	57,700	41,100	37,100	3
	商工業の振興	4	153,000	55,500	59,500	19,000	19,000	0
	就労・創業支援の充実	5	128,900	40,400	29,500	29,500	29,500	3
	小計	42	1,388,700	369,900	415,800	272,500	330,500	13
	子育て支援の充実	4	219,800	20,400	171,400	14,000	14,000	2
	教育環境の充実	12	865,500	487,400	105,700	147,200	125,200	9
	生涯学習の推進	2	32,000	32,000	0	0	0	0
	スポーツの振興	3	54,800	0	6,100	43,100	5,600	2
地域文化の振興と継承	0	0	0	0	0	0	0	
小計	21	1,172,100	539,800	283,200	204,300	144,800	13	
高齢者福祉の充実	7	222,700	56,200	26,300	14,700	125,500	1	
障がい、者福祉と社会保障の充実	0	0	0	0	0	0	0	
健康増進と保健・医療の充実	4	134,700	37,800	25,900	12,000	59,000	2	
人権意識の高揚と男女共同参画の実現	0	0	0	0	0	0	0	
小計	11	357,400	94,000	52,200	26,700	184,500	3	
町の基盤整備の推進	19	1,082,200	211,000	208,800	429,300	243,100	8	
防災・消防体制の充実	13	479,500	81,300	258,600	80,400	59,200	4	
防災・消防体制の充実	1	12,500	12,500	0	0	0	0	
土地利用と自然環境の保全	0	0	0	0	0	0	0	
環境衛生の充実	0	0	0	0	0	0	0	
生活基盤の確保	3	190,400	6,100	81,500	8,900	93,900	2	
生活安全の確保	1	49,000	16,000	13,000	10,000	10,000	1	
地域生活を支える取組の推進	2	34,000	7,000	9,000	9,000	9,000	2	
小計	39	1,857,600	333,900	570,900	537,600	415,200	17	
協働のまちづくりの推進	0	0	0	0	0	0	0	
地域間交流の促進	1	108,900	92,500	0	10,000	6,400	0	
移住・定住の支援	3	517,900	70,600	140,000	188,500	118,800	3	
情報発信の充実	0	0	0	0	0	0	0	
行財政運営の推進	5	273,000	45,700	93,500	55,300	78,500	2	
広域行政の推進	0	0	0	0	0	0	0	
小計	9	899,800	208,800	233,500	253,800	203,700	5	
総合計	122	5,675,600	1,546,400	1,555,600	1,294,900	1,278,700	51	

## 変更前

事業主体別内訳	総事業費	年度別内訳				展覧計画 R10～R13 件数
		R6	R7	R8	R9	
		(単位：千円)				
町	国庫支出金	52,400	133,600	79,400	80,300	398,800
	道支出金	48,100	38,500	37,800	28,300	120,400
	町負担金	0	0	0	0	0
	地方債	665,900	564,500	336,200	456,300	1,348,900
	その他	882,800	241,600	277,600	157,500	246,400
	一般財源	1,824,300	375,600	442,800	520,200	1,762,900
事業費	5,228,400	1,353,800	1,173,800	1,242,600	3,877,400	
道	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	町負担金	0	0	0	0	0
	地方債	23,500	32,300	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0
事業費	55,800	32,300	0	0	0	
一部事務組合	国庫支出金	1,500	1,500	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	町負担金	0	0	0	0	0
	地方債	16,100	47,300	3,800	3,800	2,400
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	29,700	21,500	0	0	0
事業費	102,200	68,800	3,800	3,800	2,400	
その他	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	町負担金	0	0	0	0	0
	地方債	58,000	14,500	14,500	14,500	0
	その他	20,800	20,800	3,600	0	0
	一般財源	14,400	3,600	3,600	3,600	14,400
事業費	93,200	38,900	18,100	18,100	14,400	

2頁

## 変更後

事業主体別内訳	総事業費	年度別内訳				展覧計画 R10～R13 件数
		R6	R7	R8	R9	
		(単位：千円)				
町	国庫支出金	52,400	133,600	72,900	74,400	399,200
	道支出金	48,100	38,500	38,100	28,600	121,600
	町負担金	0	0	0	0	0
	地方債	665,900	631,500	395,100	455,400	1,403,900
	その他	882,800	241,600	277,600	157,500	246,400
	一般財源	1,882,400	485,700	379,300	539,100	1,795,400
事業費	5,399,700	1,458,200	1,424,500	1,255,000	3,966,500	
道	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	町負担金	0	0	0	0	0
	地方債	23,500	42,400	8,000	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0
事業費	73,900	42,400	8,000	0	0	
一部事務組合	国庫支出金	1,500	1,500	0	0	10,000
	道支出金	0	0	0	0	0
	町負担金	0	0	0	0	0
	地方債	16,100	49,100	5,600	5,600	43,600
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	30,900	21,500	1,200	0	0
事業費	108,800	70,600	6,800	5,600	53,600	
その他	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	町負担金	0	0	0	0	0
	地方債	58,000	14,500	14,500	14,500	0
	その他	20,800	20,800	3,600	0	0
	一般財源	14,400	3,600	3,600	3,600	14,400
事業費	93,200	38,900	18,100	18,100	14,400	

2頁



		変 更 前				変 更 後						
事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			
			R6	R7	R8				R9	R6	R7	R8
(略)						(略)						
給食センター施設整備事業	町	17,000		ポイラ一政整		給食センター施設整備事業	町	32,200		ポイラ一政修配送車更新 備蓄資金生賦金 (重)		備蓄資金生賦金 (重)
項目合計	12	850,300	487,400	105,700	17,000	134,100	123,100	8,000				
項目合計	12	865,500	487,400	105,700	147,200	125,200	2,100	6,300				
項目合計	12	865,500	487,400	105,700	147,200	125,200	2,100	6,300				

9頁

【基本方向】次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり（基本方針Ⅱ）  
【項目】教育環境の充実

(単位:千円)

		変 更 前				変 更 後						
事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			
			R6	R7	R8				R9	R6	R7	R8
(略)						(略)						
項目合計	3	54,800	6,100	43,100	5,600	項目合計	3	54,800	6,100	43,100	5,600	10,100
基本方向合計	21	1,156,900	539,800	283,200	191,200	142,700	13	1,172,100	539,800	283,200	204,300	144,800
基本方向合計	21	1,172,100	539,800	283,200	204,300	144,800	13	1,127,200	539,800	283,200	204,300	144,800

11頁

【基本方向】次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり（基本方針Ⅱ）  
【項目】スポーツの振興

(単位:千円)

変更前

変更後

13頁

【基本方向】 福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり (基本方針Ⅲ)  
 【項目】 健康増進と保健・医療の充実

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
がん検診推進事業	町	29,400	7,800	9,600	6,000	6,000	各がん検診の委託 (胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺) 町
(略)							
項目合計	4	128,700	37,800	25,900	9,000	56,000	2
基本方向合計	11	351,400	94,000	52,200	23,700	181,500	3

13頁

【基本方向】 福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり (基本方針Ⅲ)  
 【項目】 健康増進と保健・医療の充実

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
がん検診推進事業	町	35,400	7,800	9,600	9,000	9,000	各がん検診の委託 (胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺) 町
(略)							
項目合計	4	134,700	37,800	25,900	12,000	59,000	2
基本方向合計	11	357,400	94,000	52,200	26,700	184,500	3

14頁

【基本方向】 生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり (基本方針Ⅳ)  
 【項目】 町の基盤整備の推進

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
火葬施設機器更新事業	町	21,500	2,000	2,100	9,600	7,800	火葬戸前火葬瓦体交換 火葬場照明修繕 オイル減圧弁交換 ほか
(略)							
町道整備事業	町	214,000	50,000	28,000	50,000	86,000	川原町汐見町線 L=220m W=4.3~4.7m 公営住宅線 外 L=167m W=4.0m 駅前団地2号線 L=228m W=4m~10.5m ほか
(略)							
項目合計	4	128,700	37,800	25,900	9,000	56,000	2
基本方向合計	11	351,400	94,000	52,200	23,700	181,500	3

14頁

【基本方向】 生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり (基本方針Ⅳ)  
 【項目】 町の基盤整備の推進

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
火葬施設機器更新事業	町	17,900	2,000	2,100	6,900	6,900	火葬戸前火葬瓦体交換 火葬場照明修繕 オイル減圧弁交換 ほか
(略)							
町道整備事業	町	220,000	50,000	28,000	69,000	73,000	川原町汐見町線 L=220m W=4.3~4.7m 赤川2号線 外3線 L=235m W=4m~10.5m 汐見町2号線 L=88m W=4.5m ほか
(略)							
項目合計	4	134,700	37,800	25,900	12,000	59,000	2
基本方向合計	11	357,400	94,000	52,200	26,700	184,500	3

変更前

変更後

14頁

14頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）  
 【項目】町の基盤整備の推進

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）  
 【項目】町の基盤整備の推進

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
町道舗装補修事業	町	15,600	吉岡漁港1号線 L=190m W=2.5m	本町1号線 L=10.0m W=3.5m	船崎2号線 L=16.0m W=6.0m	黒岩線 L=53m W=5.5m	吉野1号線、2号線 町
(略)			2,000	3,700	5,600	4,300	22,200
橋梁長寿命化事業	町	141,900	検査橋	雁野橋、 目崎2号団地1号 橋 補修設計	折加内橋、 橋梁点検44橋	折加内橋、 橋梁点検10橋、 計画策定54橋	補修工事、補修 設計、 橋梁点検、計画 策定 町
(略)			32,500	15,400	41,800	52,200	83,100

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
町道舗装補修事業	町	99,400	吉岡漁港1号線 L=190m W=2.5m	本町1号線 L=22.0m W=3.5~4.4m	船崎2号線、外1路 線 L=34.0m W=5.5~5.0m	三岳6号線 L=45.0m W=5.0m	吉野1号線、外 町
(略)			2,000	26,700	55,700	15,000	23,500
橋梁長寿命化事業	町	156,100	検査橋	雁野橋、 目崎2号団地1号 橋 補修設計	折加内橋、 橋梁点検44橋	折加内橋、 橋梁点検10橋、 計画策定54橋	補修工事、補修 設計、 橋梁点検、計画 策定 町
(略)			32,500	15,400	45,500	62,700	83,100

15頁

変更前

変更後

15頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）  
 【項目】町の基盤整備の推進

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）  
 【項目】町の基盤整備の推進

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
町道舗装補修事業	町	15,600	吉岡漁港1号線 L=190m W=2.5m	本町1号線 L=10.0m W=3.5m	船崎2号線 L=16.0m W=6.0m	黒岩線 L=53m W=5.5m	吉野1号線、2号線 町
(略)			2,000	3,700	5,600	4,300	22,200
橋梁長寿命化事業	町	141,900	検査橋	雁野橋、 目崎2号団地1号 橋 補修設計	折加内橋、 橋梁点検44橋	折加内橋、 橋梁点検10橋、 計画策定54橋	補修工事、補修 設計、 橋梁点検、計画 策定 町
(略)			32,500	15,400	41,800	52,200	83,100
項目合計	19	991,800	211,000	185,800	359,200	235,800	597,000

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
町道舗装補修事業	町	99,400	吉岡漁港1号線 L=190m W=2.5m	本町1号線 L=22.0m W=3.5~4.4m	船崎2号線、外1路 線 L=34.0m W=5.5~5.0m	三岳6号線 L=45.0m W=5.0m	吉野1号線、外 町
(略)			2,000	26,700	55,700	15,000	23,500
橋梁長寿命化事業	町	156,100	検査橋	雁野橋、 目崎2号団地1号 橋 補修設計	折加内橋、 橋梁点検44橋	折加内橋、 橋梁点検10橋、 計画策定54橋	補修工事、補修 設計、 橋梁点検、計画 策定 町
(略)			32,500	15,400	45,500	62,700	83,100
項目合計	19	1,092,200	211,000	208,800	429,300	243,100	675,800

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】防災・消防体制の充実

【項目】防災・消防体制の充実

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
普通河川整備事業	町	97,800	酒内川L=100m 板橋川L=46m 測量調査設計 外	福島川 掘削工 L=88m			
			48,000	49,800			
(略)							
高規格救急自動車 更新事業	一組	43,500		高規格救急自動 車更 新 1台			
				43,500			
(略)							

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
普通河川整備事業	町	126,300	酒内川L=100m 板橋川L=46m 測量調査設計 外	福島川 掘削工 L=88m 外			
			32,500	93,800			
(略)							
高規格救急自動車 更新事業	一組	43,500		高規格救急自動 車更 新 1台			
				43,500			
(略)							

変更前

変更後

16頁

16頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）  
 【項目】 防災・消防体制の充実

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）  
 【項目】 防災・消防体制の充実

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
消火栓更新事業	一組	16,800		消火栓更新3基	消火栓更新3基	消火栓更新3基	町
			5,600	5,600	5,600	5,600	
(略)							
高圧洗浄機購入事業	一組	1,200			高圧洗浄機購入		
					1,200		
項目合計	13	479,500	81,300	258,600	80,400	59,200	4
							268,000

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
消火栓更新事業	一組	11,400		消火栓更新3基	消火栓更新3基	消火栓更新2基	町
			3,800	3,800	3,800	2,400	
(略)							
項目合計	12	428,900	81,300	212,800	77,400	57,400	3
							216,800

変更前

変更後

20頁

20頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）  
 【項目】 地域生活を支える取組の推進

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）  
 【項目】 地域生活を支える取組の推進

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
項目合計	2	34,000	7,000	9,000	9,000	9,000	2
基本方向合計	39	1,849,200	333,900	503,900	573,700	437,700	17
							1,013,100

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
項目合計	2	34,000	7,000	9,000	9,000	9,000	2
基本方向合計	38	1,706,600	333,900	502,100	464,500	406,100	16
							925,400

23頁

23頁

【基本方向】一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり（基本方針V）  
 【項目】行財政運営の推進

【基本方向】一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり（基本方針V）  
 【項目】行財政運営の推進

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)		
			R6	R7	R8		R9	
(略)								
項目合計	5	273,000	45,700	93,500	55,300	78,500	2	19,400
基本方向合計	9	899,800	208,800	233,500	253,800	203,700	5	275,200
総合計	119	5,479,600	1,546,400	1,473,000	1,195,700	1,264,500	49	3,894,200

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)		
			R6	R7	R8		R9	
(略)								
項目合計	5	273,000	45,700	93,500	55,300	78,500	2	19,400
基本方向合計	9	899,800	208,800	233,500	253,800	203,700	5	275,200
総合計	122	5,675,600	1,546,400	1,555,600	1,294,900	1,278,700	51	4,034,500

議案第47号

財産（テント式パーテーション）の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島町条例第11号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月16日提出

福島町長 鳴海 清春

記

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 財産の名称及び数量 | テント式パーテーション 一式                                  |
| 2 | 取得価格      | 9,614,000円                                      |
| 3 | 取得の相手方    | 札幌市中央区北13条西17丁目1番36号<br>株式会社ムラカミ<br>代表取締役 村上 和輝 |
| 4 | 取得の方法     | 指名競争入札  |



議案第48号

財産処分の議決変更について

平成28年6月21日議決（議案第15号）の財産処分の内容を次のとおり変更する。

令和7年12月16日提出

福島町長 鳴海 清春

記

1 処分の目的 物品売買（原石）

2 財産処分の内容変更

区 分	変 更 前	変 更 後
処分の場所	福島町字美山132番地1地内、 135番地1地内、143番地内、 144番地	同 左
数 量	1,920,454 m <sup>3</sup>	2,132,584 m <sup>3</sup>
金 額	187,652,780 円 (内消費税等 9,382,990 円)	205,153,505 円 (内消費税等 10,973,957 円)
代金納入方法	1 納入済金額 (平成12年度～21年度) 小計 170,750,753 円  2 平成28年度 1,690,227 円 (消費税 125,202 円)  3 平成29年度～平成37年度 (各年度) 1,690,200 円 (消費税 125,200 円) 小計 16,902,027 円 合計 187,652,780 円	1 納入済金額 (平成12年度～21年度) 小計 170,750,753 円  2 平成28年度 1,690,227 円 (消費税 125,202 円)  3 平成29年度～平成37年度 (各年度) 1,690,200 円 (消費税 125,200 円) 小計 16,902,027 円  4 令和8年度 1,750,725 円 (消費税 159,157 円) 5 令和9年度～令和17年度 (各年度) 1,750,000 円 (消費税 159,090 円) 小計 17,500,725 円 合計 205,153,505 円

区 分	変 更 前	変 更 後
採 取 期 間	平成 12 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日	平成 12 年 4 月 1 日から <b>令和 18 年 3 月 31 日</b>
処分の相手方	松前郡福島町字吉岡 66 番地 吉岡砕石工業株式会社 代表取締役 平沼 昌平	同 左
処分の方法	随意契約	同 左

議案第49号

令和7年度福島町一般会計補正予算（第8号）

令和7年度福島町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,272千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,030,710千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年12月16日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		千円 295,287	千円 3,120	千円 292,167
	1 国庫負担金	137,328	200	137,528
	2 国庫補助金	156,259	3,320	152,939
14 道支出金		182,283	1,198	181,085
	1 道負担金	116,862	100	116,962
	2 道補助金	44,504	1,298	43,206
16 寄付金		70,100	1,481	71,581
	1 寄付金	70,100	1,481	71,581
17 繰入金		489,593	34,368	523,961
	2 基金繰入金	488,761	34,368	523,129
19 諸収入		172,867	7,441	180,308
	5 雑入	81,345	7,441	88,786
20 町債		663,700	15,300	679,000
	1 町債	663,700	15,300	679,000
歳入合計		4,976,438	54,272	5,030,710

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 661,297	千円 6,878	千円 668,175
	1 総務管理費	425,979	8,366	434,345
	2 徴税费	14,780	15	14,795
	7 財政基金費	176,633	1,503	175,130
3 民生費		667,651	1,339	668,990
	1 社会福祉費	412,495	1,120	413,615
	2 児童福祉費	249,648	219	249,867
4 衛生費		421,264	465	421,729
	2 清掃費	258,113	465	258,578
6 農林水産業費		329,624	20,237	349,861
	1 農業費	27,205	2,973	30,178
	2 林業費	75,833	7,730	83,563
	3 水産業費	226,586	9,534	236,120
7 商工費		155,535	4,788	160,323
	1 商工費	155,535	4,788	160,323
8 土木費		476,385	8,460	484,845
	2 道路橋梁費	186,489	3,410	189,899
	3 河川費	97,958	1,580	99,538
	5 住宅費	162,321	3,470	165,791

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消防費		千円 330,429	千円 8,309	千円 338,738
	1 消防費	330,429	8,309	338,738
10 教育費		253,998	3,796	257,794
	1 教育総務費	120,048	3,048	123,096
	4 社会教育費	9,576	144	9,720
	5 保健体育費	86,807	604	87,411
歳	出	合	計	
		4,976,438	54,272	5,030,710

第2表 地方債補正（変更）

(単位：千円)

起債の目的	補正		前		補正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水産物供給基盤機能保全事業債	7,300	普通貸借又は証券発行	3.0%以内	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の資金については、貸付先と協議して定める。 ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。	16,600	左同じ	左同じ	左同じ
橋梁長寿命化事業債	6,600							
教育用コンピュータ等整備事業債	6,700							
公有林整備事業債	6,600							
					7,900			



# 歲入歲出預算事項別明細書



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	千円 295,287	千円 3,120	千円 292,167
14 道支出金	182,283	1,198	181,085
16 寄付金	70,100	1,481	71,581
17 繰入金	489,593	34,368	523,961
19 諸収入	172,867	7,441	180,308
20 町債	663,700	15,300	679,000
歳入合計	4,976,438	54,272	5,030,710

(歳出)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費	661,297	6,878	668,175
3 民生費	667,651	1,339	668,990
4 衛生費	421,264	465	421,729
6 農林水産業費	329,624	20,237	349,861
7 商工費	155,535	4,788	160,323
8 土木費	476,385	8,460	484,845
9 消防費	330,429	8,309	338,738
10 教育費	253,998	3,796	257,794
歳出合計	4,976,438	54,272	5,030,710

特 国 道 支 出 金 千 円	補正額の財源内訳			一 般 財 源 千 円
	定 地 方 債 千 円	そ の 他 千 円	源 の 他 千 円	
0	0	1,503	8,381	
410	0	0	929	
0	0	0	465	
1,298	10,600	1,503	9,432	
0	0	0	4,788	
4,289	3,400	0	9,349	
0	0	0	8,309	
859	1,300	0	1,637	
4,318	15,300	0	43,290	

入 歳



## 2 歳入

### 1 3 款 国庫支出金

#### 1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 民生費国庫負担金	137,188	200	137,388	2 障害者介護給付費等国庫負担金	200	障害者介護給付費等国庫負担金	200
計	137,328	200	137,528				

(単位：千円)

### 1 3 款 国庫支出金

#### 2 項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	6,321	110	6,431	1 障害者自立支援事業費等補助金	110	障害者自立支援事業費等補助金	110
4 土木費国庫補助金	10,566	4,289	6,277	1 道路橋梁費補助金	4,289	道路局所管補助金(道路メンテナンス事業費補助金)	4,289
5 教育費国庫補助金	13,920	859	14,779	1 教育総務費補助金	859	公立学校情報機器整備費補助金 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金	1,541 2,400
計	156,259	3,320	152,939				

### 1 4 款 道支支出金

#### 1 項 道負担金

1 民生費負担金	113,042	100	113,142	3 障害者介護給付費等負担金	100	障害者介護給付費等負担金	100
計	116,862	100	116,962				

14款 道支出金  
2項 道補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 農林水産業費補助金	18,146	1,298	16,848	2 林業費補助金	1,298	森林環境保全整備事業補助金	1,298
計	44,504	1,298	43,206				

16款 寄付金  
1項 寄付金

1 一般寄付金	100	1,481	1,581	1 一般寄付金	1,481	一般寄付金	1,481
計	70,100	1,481	71,581				

17款 繰入金  
2項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	317,385	34,368	351,753	1 財政調整基金繰入金	34,368	財政調整基金繰入金	34,368
計	488,761	34,368	523,129				

19款 諸収入  
5項 雑入

1 雑入	79,345	7,441	86,786	9 雑入	7,441	渡島西部広域事務組合負担金精算還付金	7,441
計	81,345	7,441	88,786				

14款 道支出金 16款 寄付金 17款 繰入金 19款 諸収入

20款 町債  
1項 町債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 農林水産業債	61,000	10,600	71,600	1 林業債	1,300	公有林整備事業債	1,300
				2 水産業債	9,300	水産物供給基盤機能保全事業債	9,300
6 土木債	286,200	3,400	289,600	1 道路橋梁事業債	3,400	橋梁長寿命化事業債	3,400
8 教育債	9,000	1,300	10,300	1 教育用コンピュータ等整備事業債	1,300	教育用コンピュータ等整備事業債	1,300
計	663,700	15,300	679,000				



歳

出



### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説 明
				特 国 道 支 出 金	財 地 方 債	財 源 其 他			
1 一般管理費	70,870	2,925	73,795			2,925	740	一般管理費 8 普通旅費 500 8 職員旅費 240 9 交際費 200 17 電話機購入費 490 庁舎管理費 1,495 10 修繕費 1,000 14 機能回復室冷房設備整備工事費 495 17 備品購入費 490	
5 財産管理費	23,380	521	23,901			521	42	町有財産管理費 479 12 吉岡地区支障木伐採搬出業務委託料 479 車輜管理費 42 10 燃料費 42	
6 企画費	47,058	240	47,298			240	240	企画費 240 8 普通旅費 240	
20 チャレンジ スピリット 応援事業費	6,000	2,380	8,380			2,380	2,380	チャレンジスピリット応援事業費 2,380 18 施設投資助成金 2,380	

2 款 総務費  
1 項 総務管理費  
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特 国道支出金	財 地方債	源 その他			
21 雇用奨励等 支援事業費	6,150	2,300	8,450			2,300	18 負担金・補助 及び交付金	雇用奨励等支援事業費 18 福島商業高校新卒者雇用奨励助成金 2,000 18 外国人技能実習生受入助成金 300	
計	425,979	8,366	434,345	0	0	8,366			

2 款 総務費  
2 項 徴税費

2 賦課徴収費	14,566	15	14,581	15		15	10 需用費	賦課費 15
計	14,780	15	14,795	0	0	15		10 消耗品費 15

2 款 総務費  
7 項 財政基金費

9 森林環境譲 与税基金費	7,615	1,503	6,112		1,503		24 積立金	森林環境譲与税基金費 24 積立金 1,503
計	176,633	1,503	175,130	0	1,503	0		

3 款 民生費  
1 項 社会福祉費  
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	地方債	その他	区分	金額	
1 社会福祉総務費	232,919	620	233,539	410		210	12 委託料	220	障害者福祉事業費 620
				国庫支出金					12 障害者福祉システム改修委託料 220
				310			19 扶助費	400	19 補装具給付費 400
		100							
5 生活支援ハウス管理運営費	25,548	500	26,048			500	10 需用費	500	生活支援ハウス管理運営費 500
計	412,495	1,120	413,615	410	0	710			

3 款 民生費  
2 項 児童福祉費

4 学童保育費	1,974	219	2,193			219	7 報償費	219	学童保育費 219
									7 代替保育士報償費 219
計	249,648	219	249,867	0	0	219			

4 款 衛生費  
2 項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国 道 支 出 金	地 方 債	財 源 其 他	区 分	金 額	
2 広域事務組合費	135,081	465	135,546			465	18 負担金・補助 及び交付金	465	広域事務組合費 18 渡島西部広域事務組合負担金(衛生部門)
計	258,113	465	258,578	0	0	0			465

6 款 農林水産業費  
1 項 農業費

3 農業振興費	24,130	2,944	27,074	2,944					43	有害鳥獣処理施設管理運営費	1,720
										3 時間外勤務手当	43
										7 報償費	480
										10 消耗品費	339
										10 光熱水費	172
										8 旅費	480
										10 修繕費	1,089
										11 通信運搬費	9
										10 需用費	1,600
										17 管理用備品購入費	68
										農業法人設立準備事業費	1,224
										7 各種報償費	480
										11 役務費	53
										8 活動旅費	480
										13 使用料及び賃借料	20
										11 通信運搬費	44
										13 通信機器借上料	20

4 款 衛生費 6 款 農林水産業費

6 款 農林水産業費  
1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特 国道支出金	財源				
					地方債	その他			
4 活性化センター管理運営費	1,231	29	1,260			29	17 備品購入費 10 需用費	17 管理用備品購入費 活性化センター管理運営費 10 光熱水費	200 29 29
計	27,205	2,973	30,178	0	0	0			2,973

6 款 農林水産業費  
2 項 林業費

2 林業振興費	8,085	1,787	9,872			1,503 地方譲与税	284	18 負担金・補助 及び交付金	1,787	民有林振興事業費 18 福島町私有林等整備事業補助金 18 林業推進事業補助金	1,787 1,503 284
3 町有林造成費	19,509	0	19,509	1,298 道支出金	1,300 町債		2			財源繰替えによる	
4 熊等による被害対策費	35,219	5,943	41,162				5,943	7 報償費	500	熊等による被害対策費 7 ヒグマ等捕獲報償費	5,943 500
								17 備品購入費	5,443	17 電気牧柵購入費	5,443

6 款 農林水産業費



7款 商工費  
1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特 国 道 支 出 金	定 地 方 債	財 源 其 他			
3 観光費	56,967	3,758	60,725			3,758	10 需用費 12 委託料	岩部海岸わくわくクルーズ事業費 2,000 12 クルーズ船運航業務等委託料 2,000 道の駅管理費 350 10 光熱水費 100 10 修繕費 250 観光情報発信事業費 1,408 10 印刷製本費 1,408	
6 横綱記念館 管理運営費	19,179	550	19,729			550	10 需用費	横綱記念館管理運営費 550 10 光熱水費 550	
7 青函トンネ ル記念館管 理運営費	13,911	400	14,311			400	10 需用費	青函トンネル記念館管理運営費 400 10 光熱水費 400	
計	155,535	4,788	160,323	0	0	4,788			

8 款 土木費  
2 項 道路橋梁費  
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特 国道支出金	定 地方債	財 源 その他			
1 道路橋梁総務費	4,408	520	4,928				520	道路橋梁総務費 10 光熱水費 160 10 修繕費 360	
2 道路維持費	136,310	2,890	139,200				2,890	道路維持費 2,890 10 修繕費 1,760 12 道路維持補修委託料 660 13 車輛借上料 470	
3 橋梁維持費	15,741	0	15,741	4,289 国庫支出金	3,400 町債		889	財源繰替えによる	
計	186,489	3,410	189,899	4,289	3,400	0	4,299		

8 款 土木費  
3 項 河川費

1 河川総務費	97,958	1,580	99,538				1,580	河川総務費 1,580 10 修繕費 680
---------	--------	-------	--------	--	--	--	-------	---------------------------

8 款 土木費  
3 項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説 明
				特 国 道 支 出 金	財 源				
					地方債	その他			
							12 委託料	200	12 施設清掃業務委託料
							13 使用料及び賃借料	700	13 車輛借上料
計	97,958	1,580	99,538	0	0	0			

8 款 土木費  
5 項 住宅費

1 住宅管理費	32,461	3,450	35,911				10 需用費	3,450	住宅管理費 10 光熱水費 町営住宅整備事業費 10 町営住宅小破修繕費	350 350 3,100 3,100
2 町有住宅管理費	2,173	20	2,193			20	10 需用費	20	町有住宅管理費 10 光熱水費	20 20
計	162,321	3,470	165,791	0	0	0				

9 款 消防費  
1 項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特 国 道 支 出 金	地 方 債	財 源 其 他			
1 災害対策費	19,430	25	19,455			25	16 公有財産購入 費	災害対策費 16 津波避難経路用地購入費	25 25
2 広域事務組 合費	310,999	8,284	319,283			8,284	18 負担金・補助 及び交付金	広域事務組合費 18 渡島西部広域事務組合負担金(消防部門)	8,284 8,284
計	330,429	8,309	338,738	0	0	8,309			8,284

1 0 款 教育費  
1 項 教育総務費

1 教育委員会 費	66,479	3,048	69,527			3,048	8 旅費	教育委員会費 9 交際費	50 50
							9 交際費	地域おこし協力隊事業費	508
							10 需用費	8 赴任旅費 青少年交流センター施設管理事業費 10 光熱水費 10 修繕費	508 2,490 2,243 247
3 教育振興費	48,229	0	48,229	859	1,300	2,159		財源繰替えによる	

10 款 教育費  
1 項 教育総務費  
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特 国庫支出金	地方債 その他	一般財源			
計	120,048	3,048	123,096	859	1,300	0	889		

10 款 教育費  
4 項 社会教育費

1 社会教育総務費	5,726	28	5,754				28	社会教育総務費 7 スポーツ・文化賞表彰報償費	28
3 チロップ館運営費	2,905	116	3,021				116	チロップ館運営費 17 暖房用機器購入費	116 116
計	9,576	144	9,720	0	0	0	144		

10 款 教育費  
5 項 保健体育費

3 学校給食センター費	38,555	604	39,159				604	施設維持管理費 10 修繕費	604 604
計	86,807	604	87,411	0	0	0	604		

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特別職

(千円)

区 分	人数 (人)	報酬	給 与 費						共済費	合 計	備 考	
			給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計				
補正後	長 等	3		22,560	11,027 4.65		333	324	34,244	13,991	48,235	
	議 員	9	25,692		11,450 4.65				37,142	6,542	43,684	
	その他の特別職		10,748						10,748		10,748	
	計	12	36,440	22,560	22,477		333	324	82,134	20,533	102,667	
補正前	長 等	3		22,560	11,027 4.65		333	324	34,244	13,991	48,235	
	議 員	9	25,692		11,450 4.65				37,142	6,542	43,684	
	その他の特別職		10,748						10,748		10,748	
	計	12	36,440	22,560	22,477		333	324	82,134	20,533	102,667	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											

## 2. 一般職

### (1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	118	39,143	339,454	204,201	582,798	159,191	741,989	
補 正 前	118	39,143	339,454	204,158	582,755	159,191	741,946	
比 較				43	43		43	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特別 勤務手当
		補正後	4,104	77,565	64,724	5,862	5,901	7,107	32,213	120	1,174
	補正前	4,104	77,565	64,724	5,862	5,901	7,107	32,170	120	1,174	926
	比 較							43			

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
		補正後	4,505							
	補正前	4,505								204,158
	比 較									43

### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
職員手当	千円 43	有害鳥獣減容化処理施設作業員に係る 時間外勤務手当の増	千円 43 時間外勤務手当 43	

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	70		260,544	163,086	423,630	114,129	537,759	
補 正 前	70		260,544	163,086	423,630	114,129	537,759	
比 較								

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時 間 外 勤 務 手 当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特別 勤務手当
	補正後	補正後	4,104	56,919	47,842	5,862	5,901	7,107	29,573	120	687
補正前	補正前	4,104	56,919	47,842	5,862	5,901	7,107	29,573	120	687	926
比 較	比 較										

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
	補正後	補正後	4,045							
補正前	補正前	4,045								163,086
比 較	比 較									

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
	千円	千円		
	千円			

備考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の積算となったものについて記載すること。

イ 会計年度任用職員

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	48	39,143	78,910	41,115	159,168	45,062	204,230	
補 正 前	48	39,143	78,910	41,072	159,125	45,062	204,187	
比 較				43	43		43	

職員手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	時 間 外 勤 務 手 当	通勤手当 (費用弁償)	児童手当			計
	補正後	補正後	20,646	16,882	2,640	487	460		
補正前	補正前	20,646	16,882	2,597	487	460			41,072
比 較	比 較			43					43

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
職員手当	千円 43	千円 43	有害鳥獣減容化処理施設作業員に係る時間外勤務手当の増	時間外勤務手当 43

備考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の積算となったものについて記載すること。



議案第50号

令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ689,932千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月16日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 道支出金		千円 532,382	千円 150	千円 532,532
	1 道負担金	532,382	150	532,532
歳入合計		689,782	150	689,932

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		千円 520,667	千円 150	千円 520,817
	5 葬祭諸費	450	150	600
6 諸支出金		822	76	898
	1 償還金及び還付加算金	822	76	898
7 基金積立金		22,861	76	22,785
	1 基金積立金	22,861	76	22,785
歳 出 合 計		689,782	150	689,932



# 歲入歲出預算事項別明細書



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
3 道支出金	千円 532,382	千円 150	千円 532,532
歳入合計	689,782	150	689,932

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費	千円 520,667	千円 150	千円 520,817
6 諸支出金	822	76	898
7 基金積立金	22,861	76	22,785
歳出合計	689,782	150	689,932

特出金	補正額の財源内訳			一般財源
	定地	地方債	その他の	
千円 150	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
0	0	0	0	76
0	0	0	0	76
150	0	0	0	0

入 歳



2 歳入

3 款 道支出金

1 項 道負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 保険給付費等負担金	532,382	150	532,532	1 保険給付費等普通交付金	150	保険給付費等普通交付金	150
計	532,382	150	532,532				



歲 出



### 3 歳 出

#### 2 款 保険給付費

##### 5 項 葬祭諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	明	
				特	財源				金額
					国道支出金	地方債			
1 葬祭給付費	450	150	600	150			葬祭給付費 18 葬祭給付費	150	
計	450	150	600	150	0	0		150	

#### 6 款 諸支出金

##### 1 項 償還金及び還付加算金

6 療養給付費等交付金償還金	0	76	76			76	療養給付費等交付金償還金 22 療養給付費等交付金償還金	76
計	822	76	898	0	0	76		76

#### 7 款 基金積立金

##### 1 項 基金積立金

1 事業基金積立金	22,861	76	22,785			76	事業基金積立金 24 積立金	76
計	22,861	76	22,785	0	0	76		76



議案第51号

令和7年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度福島町浄化槽事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支	出	
第1款 浄化槽事業費用	41,717千円	86千円	41,803千円
第1項 営業費用	40,113千円	17千円	40,130千円
第2項 支払利息	1,504千円	69千円	1,573千円

令和7年12月16日提出

福島町長 鳴海清春

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 浄化槽事業費用			41,717	86	41,803
	1. 営業費用		40,113	17	40,130
		2. 総係費	17,864	17	17,881
	2. 営業外費用		1,504	69	1,573
		1 支払利息	1,504	69	1,573

# 予算説明書



令和7年度 福島町浄化槽事業会計補正予算実施計画説明書

収益的収入及び支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
	1.	浄化槽事業費用	41,717	86	41,803			
	1.	営業費用	40,113	17	40,130			
		2 総係費	17,864	17	17,881	通信運搬費	17	通信回線料等
	2.	営業外費用	1,504	69	1,573			
		1 支払利息	1,504	69	1,573	企業債利息	69	償還金利息